

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 蓄電池室の一般要件	2
4.1 蓄電池室の種類	2
4.2 蓄電池室の床	2
4.3 蓄電池室の設置階数	3
4.4 蓄電池室の環境	3
4.5 蓄電池室の換気	3
4.5.1 換気の必要性	3
4.5.2 換気口の位置	4
4.5.3 換気方法	4
4.6 蓄電池室の配線	8
4.7 蓄電池室の照明	8
4.8 蓄電池室の標識	8
4.9 蓄電池室の給水	8
5 その他	8
5.1 蓄電池設備の設置場所と保有距離	8
5.2 蓄電池設備の接地	9
6 関連法規	9
7 参考文献	10
解説	11

まえがき

この指針は、据置鉛分科会から原案を添えて電池工業会指針を改正すべきとの申出があり、一般社団法人電池工業会二次電池技術委員会及び電源システム標準化委員会の審議を経て改正した電池工業会指針である。

これによって、**SBA G 0603:2012** は改正され、この指針に置き換えられた。

この指針は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この指針の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。一般社団法人電池工業会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

蓄電池室－蓄電池設備に関する技術指針

Battery room－Technical guidance for battery system

序文

蓄電池設備を設置する室（以下、蓄電池室という。）は、その設備が、停電、地震又は火災時にもその機能を最大限発揮することが求められるため、種々の配慮が必要である。また、充電中に発生する水素ガスの換気又は蓄電池の補水などのメンテナンスのために、蓄電池特有の配慮も必要である。さらに、蓄電池設備の維持管理に携わる作業者の安全性にも配慮しなければならない。この指針は、これらを含めた蓄電池室の設計に関する技術指針としてまとめたものである。

1 適用範囲

この指針は、小形制御弁式鉛蓄電池、据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール型据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池（これらをまとめて、以下、蓄電池という。）の蓄電池室に適用する。

なお、蓄電池室の換気については、蓄電池を収納する箱にも適用できる。

この指針は、蓄電池室のガイドライン（一実施例）を示したもので、この指針が記載する蓄電池室の品質、性能などを担保するものではない。また、法規などによって定められている事項は、この指針に関わることなく遵守されなければならない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この指針に引用されることによって、この指針の一部を構成する。

これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8702-1 小形制御弁式鉛蓄電池－第1部：一般要求事項、機能特性及び試験方法

JIS C 8702-2 小形制御弁式鉛蓄電池－第2部：寸法、端子及び表示

JIS C 8702-3 小形制御弁式鉛蓄電池－第3部：電気機器への使用に際しての安全性

JIS C 8704-1 据置鉛蓄電池－一般的要求事項及び試験方法－第1部：ベント式

JIS C 8704-2-1 据置鉛蓄電池－第2-1部：制御弁式－試験方法

JIS C 8704-2-2 据置鉛蓄電池－第2-2部：制御弁式－要求事項

JIS C 8706 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池

JIS C 8709 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池

SBA S 0405 二次電池用語